

# 将軍進発期江戸・大坂間の幕府政務処理について

—幕府勝手方に係わる決裁を中心に—

宮本敦恒

はじめに

本稿は、慶応元（一八六五）年五月の将軍進発以降、江戸にある従来の幕府機構と将軍のいる大坂の幕府勢力に分かれた幕府が、諸藩からの申請に対し、どのように事務決裁を行っていたかを幕府勝手方の事務を中心に分析し、当時の幕府機構の実務の一端を明らかにする。

近年、近世社会の文書管理や、それら文書群を作り出す母体である近世期の組織・集団の構造を明らかにする研究が増え、その対象は幕府や藩といった領主層に広がっている。<sup>①</sup>このような研究の蓄積をふまえ、大藤修は近世における支配体制が「それぞれの社会集団が担っていた諸機能の多くを国家公権が吸収し、社会を統合することで成立」し、「多様な統治機能を集中的に果たさなくてはならなくなり、それを迅速に遂行しうるシステムを機構的に確立する必要に迫られた」がゆえに、幕府や各藩で「官僚制的整備と執務の文書主義」が行われてゆくとしている。<sup>②</sup>そうであるならば、朝廷・幕府・諸藩といった組織の存在意義・役割が大きく揺れ動き変動する明治維新史研究において、各組織における文書主義に基づく業務の実態を究明することは大きな意味を持つと考える。

今回分析対象とする幕府の文書管理については、「集中管理方式ではなく分散管理方式で、各組織がそれぞれに文書管理を行っていた」ため、個々の部署によって「文書管理の有り様が大きく異なる」が「勘定所や

評定所では近代の行政組織と同じように、それなりの規定と慣例に基づいて文書の評価・選別、整理、保存という文書管理が行われていた」との指摘がなされている。幕末における幕府勘定方の文書主義に基づく実務処理については、まず藤田覚が幕府側の文書に基づいて分析を行っている。藤田は、奥右筆勝手掛が作成した『御勝手帳』を中心に分析し、付札や書取、承付といった文書形式を対象に将軍の裁可の有無による分類を行い、幕府内での文書の流れを広島藩の例などを挙げて「松平安芸守↓老中↓勘定奉行↓老中↓松平安芸守」と分析した。<sup>③</sup>また、『御勝手帳』に見える諸藩留守居からの各種申請書類と決裁の過程について、諸藩からの申請は「勘定奉行らが認め、老中も認めたものは将軍の裁可を得るが、老中・勘定奉行が認めないものは将軍の裁可は必要ない」としている。<sup>④</sup>これに対し、保谷徹は文書を提出する藩側の史料を用いて、申請の提出方法とその回答形式について分析を行っている。まず幕府に諸藩が申請を行う際の提出方法は、大名自身が老中に提出する場合・大名・旗本が取次する場合・老中の用人を介して提出する場合の三種の提出方法がある。そして、老中が回答する際の文書形式は、老中の勝手座敷での内々の掛け合いで書取、表座敷での提出では付札となるとしている。<sup>⑤</sup>

しかし、藤田の分析では、幕府が江戸・大坂に分かれた慶応年間に入っておらず、保谷の場合は、慶応年間が分析時期に入っているものの幕府内部の文書の流れがわからない。まず、江戸・大坂間で行われていた事

務決裁の一端を『御勝手帳』を中心に分析することで明らかにしたい。

なぜ江戸・大坂に分かれた慶応年間の事務決裁に焦点を当てるのか。それは、現在の明治維新政治史研究で、この時期一会桑や大坂にいる老中板倉勝静らを中心に、畿内に將軍を滞在させ長期的な政権を作ること志向していたとされるからである。まず、宮地正人が「京坂の土地において半永続的な朝幕融合政権をつくり出す動きを指摘」<sup>7)</sup>その後、宮地は「一会桑政治集団にあらわれはじめた京都朝幕政権への方向性は幕府にとって必然的なものであった」とし、十五代將軍徳川慶喜の將軍就任後は「摂関体制への幕府職制の融合への方向であり、多面では西洋議會制度導入による將軍の首相化への方向」へと、はっきりした方向性を示している<sup>8)</sup>。長州処分や条約勅許問題をめぐり政局に係わってゆく元治から慶応年間の幕府の詳細な分析を行った久住真也も、大坂にいる幕閣らは「戦争態勢のための將軍畿内滞在を、斬新的に国政施行のためのものへと転換させることを望」み、「幕府自体が実際にそのようなコースを選択しつあった」とする<sup>9)</sup>。さらに、ジョン・ブリンや後藤致人による孝明政権論<sup>10)</sup>も、この議論の流れと軌を一にしている。

このような研究では一様に、各勢力を条約問題・長州処分という当時の政局の課題に対する考え方や働きかけの度合いによって、各党派に分類する手法がとられる。それゆえ、政局を動かす場となっている畿内、特に京都がクロズアップされ<sup>11)</sup>、既存の枠組みを再編してゆく過程として各党派による朝廷・幕府・諸藩への働きかけを描く。よって、各党派の人物が所属する従来の組織のあり方や具体的な変容について十分な分析はなされないし、幕府についても、長州処分や条約勅許問題以外の幕府の「公儀」としての役割に目を向けることはない<sup>12)</sup>。このような明治政治史研究の動向は、「政権」という支配に係わる多様で広範な権限のあり方を議論する上で、大きな欠陥があると言わざるを得ない。

この時期の幕府における江戸・大坂の役割分担について、針谷武志は「江戸留守の老中は、江戸を本拠とする個別領主機能を担当し、大坂の老中らは全国政権的な職務を重としていた」と評価しているが、これも具体的な機構の実証に基づいたものではなく、針谷の報告に対する藤田寛のコメント<sup>13)</sup>でもそのことが指摘されている。

当時の一会桑や大坂にいる老中板倉勝静らが志向していたとされる「京都朝幕政権」というものを議論するならば、まず江戸・大坂に分かれてしまった幕府機構の実態を具体的に分析し、江戸に將軍が居た従来の幕府機構と何が違うのか、大坂にいる板倉らは従来の幕府機構を変えようとしていたのかを明らかにすることが必要なのである。

以上の問題関心のもと、幕府勝手方の事務決裁のあり方を中心に分析を行ってゆく。

### 一 將軍の江戸出発から老中阿部・松前罷免までの諸藩からの申請に対する決裁

慶応元年五月、十四代將軍徳川家茂は、長州を討つため兵を率いて江戸を出発した。まずは、このときの幕閣の構成を確認しておく。江戸に残った主な幕閣は、大老の姫路藩主酒井忠績、老中首座岡崎藩主本多忠民、老中山形藩主水野忠精である。大老酒井忠績には、慶応元年四月十五日「当節不容易折柄水戸殿ニハ御慎中紀伊殿ニハ御後備元千代殿ニハ御幼年ニ而弥心配被為在」ので「留守中政事向一切御委任」との黒印状が発給された<sup>14)</sup>。ただし、留守中彼が独裁的に全権を握っていたというわけではない。内閣文庫多門櫓文庫に残っている慶応元年五月十三日付「將軍留守中之儀酒井雅楽頭差図支配之條々」を見てみる<sup>15)</sup>。

一 今度留守中之儀、酒井雅楽頭江令委任、万事雅楽頭并本多美濃守水野和泉守江相合之間、惣而可受差凶事

附、万一非常之儀雖令出来、私之所存をたてず諸事右三人之差凶に任すへき事

一 城辺は勿論、何方ニ而何様之儀雖有之、城中番之輩不可出可相待差凶事

一 在国在所之面々は其前を堅く相守、自然近国之事令出来は速ニ可注進事

附、雅楽頭美濃守和泉守江も可及注進事

一 在国在所之輩たりといふとも、自然江戸ニ事令出来時は、雅楽頭美濃守和泉守差凶次第可馳參事

一 所々門番勤番之面々、兼而定置法度之趣堅相守、諸事嚴重ニ可申付事

一 喧嘩口論猶更可相慎之、若無據儀は後日之可為沙汰事

一 於城中、万一喧嘩口論有之時は、近所之輩鎮之□不可出合事

一 火之用心別而自然城中火事於出来は、西丸ニ丸番之輩は雅楽頭美濃守和泉守酒井飛驒守田沼玄蕃頭平岡丹波守并番頭可任差凶事

右之條々可相守此旨者也

慶応元年五月十三日 (黒印)

この黒印状には宛がなく、草稿段階のものと推定されるが、これと同じような黒印状は、さかのぼること寛永十一(一六三四)年六月、上洛する三代將軍家光から、江戸の留守を任された四人の大名に対して発給されている。大老酒井に「令委任」とあるが、「万事」大老酒井と老中首座本多と老中水野三者に了解を得、その差凶に従う事となっており、諸国から「注進」されるのも「雅楽頭美濃守和泉守」とある。つまり、留守中の江戸の体制は、最終的な責任者として大老を置くが、実質は三者が

指導する体制を考えていたということであろう。進発に付き添った老中は、白河藩主阿部正外、松前藩主松前崇広、棚倉藩主松平康英の三人である。当時の老中にはもう一人、宮津藩主本庄宗秀がいるが、彼は江戸・大坂間を往復することになる。大坂城着後、御用部屋には交代で禁裏守衛総督兼摂海防禦指揮一橋家当主一橋慶喜、京都守護職会津藩主松平容保。さらに前尾張前藩主徳川慶勝と紀伊藩主徳川茂承も出入りしている。

このような幕府の体制のもと、諸藩から申請される案件はどのように決裁されていたのかを知るため、以下『御勝手帳』を中心に論じることとするが、その前に『御勝手帳』がどのようなものか確認しておく。『御勝手帳』は奥右筆の勝手掛が作成したもので、貨幣鑄造願や上知猶予願など、幕府勝手方が係わった諸藩からの各種申請書類と、決裁の過程がまとめられている史料である。ただし、当時奥右筆勝手掛が係わった案件全てが記載されているかどうかは疑問である。例として、内閣文庫多聞櫓文庫に残っている「南部美濃守領内出御御手当之儀ニ付奉伺候書付」を見てみる。これは、盛岡藩南部家から提出されたと思われる伺いについて、慶応元年八月付で勘定奉行が老中に勘定方の意見を提出したものである。また、この史料には「丑九月四日 和泉守殿 阿久津丑助御下承付」と書かれた付箋と「書面伺之通被仰渡奉承知候 丑九月四日 松平備中守 小栗上野介」という付箋が付けられている。これは、八月付で勘定奉行の意見書が提出されたのち、伺いの通り盛岡藩に許可が下り、九月四日には勘定奉行松平康正・同小栗忠順がその結果を了承したということを示している。さて、ここで問題なのは「阿久津丑助」とはいかなる人物かなのだが、同文庫所収の「奥右筆名前正六郎外二三名掛書付」には「安政三辰年年始調 元治元子年同 丑助」という名の人物が書かれている。藤田が老中に対しての伺書などについて、最終的には「様々な付箋が貼付けされた原文書は老中のもとに、具体的には御

用部屋、奥右筆の所に残る」としていること、当史料の作成年代を考えると、この「阿久津丑助」は奥右筆の「丑助」と同一人物と見て間違いない。つまり、勘定奉行から九月四日に了承して返却された書付が、同日奥右筆の阿久津に来ていたことを示す史料なのである。では、この盛岡藩から提出された伺いとそれに関する書類一式が、奥右筆勝手掛作成の『御勝手帳』に載っているかという点と、全く載っていない。『御勝手帳』記載の、慶応元年八月前後で盛岡藩から申請されたものを見てみると、慶応元年五月六日付「南部美濃守鑄銭願」、同六月九日付「大砲御鑄造御用ニ付南部美濃守領分岩鉄御買上値増願」、同八月十三日付「南部美濃守領分宿々人馬賃銭割増願」であり、先の「南部美濃守領内出銅御手当」に係わる内容の申請は『御勝手帳』にないのである。同様のことは、同文庫蔵「立花飛騨守領分金山稼方手御前貸之儀ニ付相伺候書付」にも言える。「丑十二月四日 阿久津丑助承付」と書かれた付箋があるにもかかわらず、『御勝手帳』には記載がない。高橋は、おびただしく作成され続ける公文書の廃棄について「復古調べ」<sup>②</sup> 廃棄予定文書と「復古分け」・「復古払い」<sup>③</sup> 廃棄という段階があり、「年分け・類分け・部分分け」という整理基準があったことを示しているが、この『御勝手帳』も、おびただしい申請書類の中から保存すべき事例とそうでない事例に分けられ、後世残すべきと考えられた案件のみで構成されたものと考えるのが自然であろう。よって、『御勝手帳』に記載されている案件は、少なくとも奥右筆勝手掛によってある基準にそって選別されたものである。このような性格を持つ史料を使い、江戸・大坂に幕府勢力が分かれるという新たな状況の中、幕府は諸藩からの申請にどのように対応したのを見えていくこととする。

先述したように、諸藩からの申請は「勘定奉行らが認め、老中も認めたものは將軍の裁可を得るが、老中・勘定奉行が認めないものは將軍の

裁可は必要ない」のだが、その勘定奉行が江戸・大坂に分かれている場合どうなるのか。

#### 四

まず、進発には勘定奉行（松平正之、井上清直）同吟味役（小野友五郎、若菜三男三郎）なども同行しているが、江戸で申請されている諸藩からの書類に関して、大坂の勘定方が関与しているような形跡は全くない。それは反対に、大坂で諸藩からの受けた申請に関して、大坂の幕閣から江戸へ判断を仰ぐ事例が発生している。『御勝手帳』にある、慶応元年八月二日付で伊勢長島藩主増山正修の名で幕府に申請された「桑名郡長嶋輪中普請願」を見てみよう。

申請の内容は以下の通りである。木津川と揖斐川に挟まれている長嶋に一重の堤があるが、安政二年の大地震で堤が崩れてしまった。応急処置で何とかごまかしてきたが、万一雨のために河川の水が増えた場合、一たまりもないので普請したい、ということだった。この願書は、まず大坂で出されたようだ。同年八月十二日付の在府老中宛在坂老中書簡には、大坂に居る勘定奉行に評議するよう願書を下げた結果、別紙下ヶ札に評議の結果を記してあるとし、大坂では増山には何の達も行っておらず「御地二而可然御取斗有之候様致度」としている。願書に付された、大坂の勘定奉行と勘定吟味役の評議結果が記された下ヶ札には、増山の願書については「当地取調出来兼」<sup>④</sup> ねるので、「江戸表江申立候様被仰渡可然」とあった。これを受けた江戸では、同じく勘定奉行と勘定吟味役が評議した結果、「書面願之趣は難被及御沙汰」と結論付けた。結局、同年九月二十六日付の在坂老中宛在府老中書簡で「下ヶ札之通申聞候間」と勘定奉行らの評議結果を知らせ、「御達方等可然御取斗有之候様」と、大坂で増山に評議結果を達すよう依頼することとなった。

ここでは、大坂に勘定奉行など評議できる人材がいて將軍も居るにも係わらず、江戸の判断を仰ぎ、江戸の結論をそのまま受け入れている。

同じような事は、京都所司代である桑名藩主松平定敬から申請された「松平越中守御役知増願」にも見られる。桑名藩としては、京都所司代の役職をやむなく拝命したが、京都の警衛などで「入費莫大」なので昨年か「御役知増」を嘆願していた。しかし、未だ何の判断も下されないの「御斟酌之御取扱」を松平定敬の家来高野一郎左衛門が求め、松平定敬の願書とともに大坂で提出した。同年八月二十三日付の在府老中宛在坂老中書簡には、これらの嘆願書を送るので「宜御取斗有之候様」としている。この申請には大坂で勘定奉行などが評議を行った形跡もない。江戸では勘定奉行などが二度評議したようで、結局、毎月三千両の「御役御手当」が下されることになったようだ。また、先の増山の案件では、進発に随行した勘定奉行（松平正之、井上清直）同吟味役（小野友五郎、若菜三男三郎）と、江戸にいる勘定奉行（松平康正、小栗忠順）同吟味役（増山作右衛門、岡野録三郎、宮代増之助）が、それぞれの地で評議を行っているわけだが、一方の政策判断にもう一方の勘定奉行や同吟味役が関与した形跡はない。将軍が進発してから慶応元年十月からの大幅な幕府内人事改編までの期間、『御勝手帳』にある案件で勘定奉行・同吟味役の評議結果が載っている場合、その案件への政策判断に係わった人物名は、在府なら在府の人名のみ、在坂なら在坂の人名のみとなっている。つまり、この時期の諸藩から申請される幕府の勝手方が取り扱う案件では、江戸・大坂の勘定奉行・同吟味役レベルで評議を行い、ある政策判断を下す場合、結論を出す前に勘定奉行・同吟味役レベルで統一見解をとるといような形ではなく、まず双方が独立した形で政策判断を行っていることになる。しかし、大坂の勘定奉行等が行った評議の結果、大坂の老中が独自に何か政策判断を下し、それが諸藩に幕府の結論として伝達されたという例はない。

幕府の勝手方が扱うもの以外で、諸藩からの申請を受けた場合はどう

將軍進発期江戸・大坂間の幕府政務処理について

か。進発に随行した老中松前崇弘の日記には、七月晦日条に、「戸田安女正様より、御病氣二付飯養子御願於当地御願不苦哉、且御判元御見届等有之哉、御内慮伺書差出入 御□候処御預り相成」とある。大垣藩主戸田氏彬が病氣のため急養子願を出したが、大坂で申請することの可否を問う「御内慮伺書」を預かったという。八月二日の条には「一昨日差出候戸田安女正様より之御内慮伺候急養子、於当地相願不苦御判元御見届大御目付二可被申聞、願書は大御目付江可差出旨御書取添御下ケ二付、呼出相達候積り」とあることから、大坂で「御内慮伺書」を出すことにしたようだ。八月四日には、老中松前は急養子願を「御内覧二出御持上」った。しかし、八月六日「戸田安女正様御病氣御差重之旨御書出、且大御目付様明日御招急御養子御願書直様差出候旨矢居伝申聞、且御人数御固場江是迄之通被 仰付度御願書も持参」と言っている。八月十二日条には「戸田安女正様より、去ル六日願置候御人数是迄之御固場所被 仰付度、願書江御書付付添御持帰二付、助三郎様御家来呼出某相達」とあり、伏見の豊後橋の警護については何らかの回答をしたようだ。そして、八月晦日の条で「戸田助三郎様より市川元之助来、采女正様御病死承り候日より忌服御請可被成於御届も差出候様、先頃御達二付而之御請并八月十五日より五十日十三ヶ月御請被成候段御届書取出、明朝御持上り」と、戸田氏彬の死に伴う忌服と、喪に服す届けを明日提出するとある。この一連の案件について、大坂に居る老中は連名で、江戸の老中たちに、戸田家からの八月六日付願書を添えて報告を行っている。

戸田采女正儀、在坂罷在候処病氣及大切候付、急養子願差出候、右願書御覽并卒去之儀書付忌服之儀相達候書付写等進之候、遺領之儀如例於其地申渡有之候様存候以上

八月十二日

松平周防守  
松前伊豆守  
阿部豊後守

本多美濃守

水野和泉守

松平伯耆守

猶以続書等差出候筈ニ候得共、御旅中之儀ニ而其間合も無之候間、  
常例之書付等無之願書請取候儀ニ候、此段為念申進候以上<sup>⑤</sup>

この書簡では、大坂で出された急養子願に関して「御覧」を図り、忌服に関する「達」を行い、「遺領之儀」は江戸で「申渡」を行うようにと記している。ということは、戸田の死に伴う急養子願を認める判断を大坂が下したと考えてよいだろう。ただし、大坂にいる幕閣が「遺領之儀」について何の具体的な指示も出さず、江戸で「申渡」を行うよう要請しているということは、大坂で決裁できるのは急養子願を認めるという一点だけで、「遺領之儀」については江戸で取り調べるのが前提になっているのである。ちょうど同じ時期の八月二日条には「一松平遠江守様より、御損毛御届於当地差出不苦哉伺書出」と、尼崎藩主松平忠興から損毛に関する申請を大坂で出してよいかという伺書が出されたことが書かれているが、翌日の三日条では「松平遠江守様江、此程内意之御損毛御届之儀、例之通江戸表江御届可致旨御書付御添御持帰」と、損毛に関しては江戸で申請するよう「御書付」が出されている。

以上述べてきたことを小活すると、まず將軍が大坂に出てきたことにより、今まで江戸で日常的に行われてきたような個別領主からの申請が、大坂でも行われたということが挙げられよう。將軍進発に伴い大坂という場所が、將軍が居ることにより今までとは違った政治的空間となった。長州征伐・条約問題といった政治的課題に対応する幕府側の根

拠地になったというだけではない。諸藩にとつては、長州征伐・条約問題に係わる政局の動向を探る場であるだけでなく、従来江戸で行われてきた幕府とのさまざまなレベルの政治的折衝を行う空間としても認識されるようになったのである。肥後藩では、慶応元年四月二十八日に江戸留守居役青地源右衛門が大坂に出張を命ぜられ、鳥取藩も、江戸留守居役山下判事が「將軍滞坂中、御用を勤むべく命ぜられ」、同年六月二十七日に江戸を出立している。両藩は長州征伐・条約問題に深く係わっている藩であり、その意味でも京都・大坂の藩留守居機能を強化する必要があるわけだが、江戸留守居が上京・上坂するのは、両藩だけの話ではない。そして、江戸留守居がその役のまま京都・大坂で活動するという状況は、今まで述べてきたような、江戸において幕府と諸藩間で行われてきたさまざまなレベルの政治的折衝を行う土台となっているとも評価できる。しかし、このような変化に対し、大坂の幕府勢力は、諸藩の申請全てに対応できる能力はなかった。先例などの政策判断に必要な関係書類は江戸の方が豊富なことから、江戸に諸藩からの申請に対する決裁を回すこと自体は、当然といえば当然である。大坂では江戸で日常的に処理されている政務を行うには限界があり、勝手方に係わる諸藩からの申請は、大坂の幕府勢力では決裁できなかった。また、諸藩から申請される案件の決裁に、当時大坂城で御用部屋に出入りしていた一會桑や前尾張前藩主徳川慶勝、紀伊藩主徳川茂承は、当然ながら関与していない。

別稿で、大坂における令達の「申渡」をしている老中は、ほとんど老中阿部正外で、老中の月番制がなされていないこと、大坂で老中の月番制が始まるのは老中阿部・松前が罷免され、条約が勅許されて以降ということを指摘したが、このような大坂の体制は、日常的な政策に関する判断能力の限界を示すものともいえる。

では、このような体制は老中の月番制が始まる老中阿部・松前失脚以

降、変化していくのだろうか。

## 二 老中阿部・松前罷免以降の諸藩からの申請に対する決裁

慶応元年十月五日、幕府は朝廷から条約勅許を得るが、その際、進発に同行していた老中阿部正外と松前崇弘が、幕府独断での開港決定を謀ったとして、九月二十九日に朝廷から官位を奪われた。これによって両者は失脚。彼らの失脚後、松山藩主板倉勝静が十月二十二日、大坂で老中に任命され、唐津藩世子小笠原長行も、同月九日、大坂で老中格から老中に任命される。さらに、大坂にいた老中松平康英も同月十六日に罷免され、江戸へ帰っていく。前尾張前藩主徳川慶勝も、慶応二(一八六六)年正月五日に「江戸表御手薄」のため「御留守御心得」として「早々御出府」するよう達せられ、同月八日には、將軍直々に「御留守委役被極候旨」を慶勝に命じ、慶勝は江戸へ赴く。こうして、進発前に一會桑が企図していた板倉、小笠原の登用が完了し、最初からずっと離れず進発に随従していた老中などいなくなった。十月七日には松平容保に「御改革御相談」が、同月十日に一橋慶喜に「政務補翼」が、同月十九日に松平定敬に「御改革向之儀厚く申談」ずことが命ぜられた。そんな中、同月二十五日、「溜問同格御奏者番布衣以上の役人一役一人」に対し、將軍の上意が述べられる。

上意

先日東帰存立之義不束二候処、却而從

御所厚キ蒙

寵命候事恐入畏候、已ニ御請申上候付而は此上一際勉勵、為

皇国政務行届武備充実、安

宸襟候様致度存候間、一同右之心得を以愈可勵忠勤候  
さらに、老中本庄宗秀が、同じく申達を行った。

先日御東帰可被遊と之趣畢竟此方共不行届之処、却而  
御自責被遊候段誠以恐入候、此上ハ不及猶更以勉勵心力を尽すの外  
無之候、各ニおいても益抽誠忠御奉公可被致候

將軍からは「宸襟」を安んずるため「忠勤」するよう求め、老中からは、条約問題における將軍東帰が、自分たちの「不行届」から起こったという批判的位置づけがされたあとで「御奉公」を求められるのである。このようにして、朝廷との協調路線を敷こうとする一會桑と板倉・小笠原が將軍を抑えたということが宣言される。そして、従来言われている十月以降の幕府内人事改変が行われてゆく。このときの人事改変では、勘定奉行も入れ替えが行われている。慶応元年十月十六日に、大坂で小栗政寧と井上義斐が勘定奉行に任命（井上は大坂町奉行と兼帯）され、勝手方を勤めることとなる。それと同時に、勘定奉行松平康正と同松平正之に対し、大坂で御役御免を言い渡す。もともと江戸で政務を行っていた松平康正は当時大坂にいたようだが、松平正之が名代として御役御免の命を受け、正之本人の「申渡」は和多田与八郎が名代となるという形で行われた。井上義斐は勘定奉行に任命された後、同月三十日に「早追にて帰府」し、同年十二月十日に帰坂している。松平康正と松平正之の罷免にともない、両者が担当していた仕事をどうするのかという問題が当然浮上するわけだが、これに対し、江戸にいる小栗忠順は「取扱之儀ニ付申上候書付」と題した書付において、こう述べている。

松平対馬守松平備中守儀、此度於京都表御役 御免被 仰付候処、  
右兩人江兼而被 仰付

置候掛々之儀は何れも御用中、私儀当分之内取扱罷在候間、先其俣  
相勤候様可仕候依之申

上置候以上

丑十月<sup>④</sup>

両人が在職中担当していた仕事について、小栗は「其俣相勤」めるとしている。「其俣相勤」めるとは、具体的にはどういうことなのか。これ以降の『御勝手帳』に見る勘定奉行・同吟味役レベルでの案件処理を見ていると、

まず、若年寄として將軍進発に同行している沼田藩主土岐頼之から申請された「土岐山城守拝借金返納年延願」を見てみよう。慶応元年十一月五日付の願書の内容は、昨年十一月金二千両を拝領したが、「御進発御供」などでいろいろ出費がかさんでいる。よって「当丑年一カ年御差延」を願い出るよう「依京都表申越」てきたので、願い出たというものであった。これに対し、勘定奉行・同吟味役・御勘定方の評議は、「願之通ハ、当丑壹カ年延被 仰付候方可有御座」と、延期を認めるというものだった。勘定奉行らは、同月二十日に老中水野にその結果を報告し、結局「書面之趣は、当丑壹カ年延被成下候事」という結論となった。さて、ここで「丑十一月」付の勘定奉行等の評議文に記名している人物を挙げると、勘定奉行小栗忠順・同井上義斐・同駒井朝温、勘定吟味役増田作右衛門・同星野録三郎、そして「御勘定方」とある。江戸で出された申請に対する政策判断について、小栗以下江戸の勘定奉行などと、江戸に一時帰ってきた大坂町奉行兼勘定奉行井上が併記される形で書類が出されるのである<sup>⑤</sup>。

勘定奉行・同吟味役レベルの評議結果が記載されている書類において、江戸の勘定方と大坂町奉行兼勘定奉行井上義斐の名前が併記されているものはこれだけでない。『御勝手帳』中で江戸の勘定奉行らと井上の名前が併記されているものは、慶応元年十一月付の書類から見られるようになる。このうち十一月付で処理した案件十九件中十件、十二月付で処理

した案件四七件中十件に名前の併記が見られる<sup>⑥</sup>。同じ日に勘定奉行勝手方に任命された小栗政寧の名は、この時期の書類に一切現れない。

慶応二年正月以降は、井上義斐の名前が勘定奉行・同吟味役レベルでの決裁が記されてある書類から消え、江戸にいる者のみの名前だけが記載されるようになる。結局、井上が諸藩からの勝手方に係わる案件に携わったのは、江戸にいた一ヶ月強ということになる。つまり、京都で任命された勘定奉行勝手方の者も、江戸にいれば江戸の勘定奉行と同様に諸藩からの申請について決裁に参加するが、江戸にいない者は決裁に参加できなかつたことになる。小栗忠順の「其俣相勤」めるといふ言葉を幕府勝手方が扱う事務決裁の状況から見た場合、たとえ急に江戸の勘定奉行と大坂の勘定奉行を入れ替えられても、江戸に居る勘定方のみで決裁するやり方を通すということなのだ。

次に、京都で任命された井上が大坂へ帰っていつてからは、このような決裁のあり方に変化はあつたのだろうか。『御勝手帳』には、伊勢長島藩主増山正修の名で出された損毛に関する願書に対する大坂での対応を江戸に報知してきた、慶応元年十二月二十九日付の書類が所収されている。

丑十二月廿九日

当年半毛余損毛有之、可為難儀と被

思召候、御儉約中ニは候得共勤柄之儀も候間、金貳千両拝領被 仰付之

右御用部屋壱岐守申渡、書付渡之老中列座<sup>⑦</sup>

これには同日付の在坂老中連名在府老中宛書簡が付いていて、「増山対馬守領分当年半毛余損毛二付、拝借金之儀御取調御差越承知致候、則伺之上今廿九日相達し申候、此段貴答旁申進候以上」と言っている。つまり、江戸で増山からの申請について取り調べた結果に従い、大坂で達を

行ったというのである。増山に二千両を下したことは、「在阪中日記」の同日条にも書かれてある。<sup>84</sup> 江戸から増山の願に対する書類については、同月二十日付で在坂老中宛に送られたことが『御勝手帳』に書いてある。<sup>85</sup> この場合、江戸に案件を送り、江戸の「取調」のまま大坂で達しているのだから人事改変前と同じである。もう一つ、「慶応元年十二月松平修理太夫琉球通宝鑄造願」を見てみよう。

十二月二十四日付で、薩摩の大坂留守居木場伝内から出された願書の内容は、琉球の財政逼迫、翌年の「唐国より封王使引受」に伴う上方での「品々買入」を理由に、琉球国で使われている琉球通宝を上方で使ってもよいか、というものである。この願書に対し、大坂では「書面之趣は、琉球通宝鑄造之儀伺之上可取斗筋二付、此節鑄造之儀改而相伺候様可仕候、右二付而は願之趣難被及御沙汰候」と達した。まず、琉球通宝というものの鑄造許可を受けることが先決である、というのが大坂での判断である。しかし、翌慶応二年正月十五日、木場から再び申請が出される。大坂での達をうけ、京都の薩摩藩重役へ達の内容を知らせたところ、元々、文久二年六月に、この件に関して薩摩は伺いを立てているということなので、当時の伺いに関する書類とともに、もう一度申請するというのである。

文久二年当時の伺いの内容は、琉球国に詰めている薩摩藩士から、琉球で古来より通用していた銭が「払底」になった。いつもなら日本、中国、高麗の銅銭、日本の小判を代わりに使っていたが、すべて「払底」になってしまった。よって琉球で新しい銭を作り、すでに琉球で使っている。琉球は王号、官位全て中国の法令によっている、薩摩から差し止める筋もなかった、という報告が届いた。これについて、幕府に対し新銭を添えて報告するというものだった。当時の御用番、老中水野忠精からは、「書面之趣承知」という付札を貰っている。文久二年には琉球

で新貨幣を作るのを承知したのだから「別段之以御評議急速御沙汰被成候様」というのが、正月十五日の申請の趣旨である。

これを受け大坂の老中たちは、正月二十七日付在府老中宛書簡で、大坂における一連のやり取りを記した後「当地二而は何分差図も難相成候間、江戸表相願候様相達申候」と、江戸で願書を出すよう指示した事を報知。「御心得」の為、江戸で「差図」した内容を大坂に知らせよう求めた。さらにその書簡では「一体琉球通宝上方筋通用之儀は難相成筋と存候」と、大坂側の見解を示した後で「御勘考之上可然御達」することを指示している。さらに大坂の老中は、二月一日付の書簡で、江戸での評議の結果が「難相成」という場合、薩摩側へ「直様相達」になってもよいが、評議の結果「万一御差許」となった場合「一応当江御申越」した上で「御達」になるよう江戸の老中に申し入れ、同月十日には、琉球通宝の雛形二枚を送っている。これら大坂からの書簡に対する江戸の方針が、二月二十五日付の在坂老中宛在府老中書簡で示される。その書簡によると、まだ江戸で薩摩側から願書は出されていないが「御申越之通、上方筋通用之儀は難相成筋と存候間、江戸で申請があつた場合は「右之心得を以」大坂に知らせた後で、薩摩に「相達候様」というのが、江戸の方針である。<sup>86</sup>

まず、大坂の薩摩藩留守居から出された申請について、大坂の老中は「琉球通宝鑄造」に対する申請を出すことが先決として差し戻している。この時点では、大坂では何か判断も下したというより、今回の申請自体について不備を指摘しただけである。さらに、再度出された申請に対し、大坂の政策判断能力を超えたと判断して江戸に回している。ただし、今回従来と違うのは、江戸で達する前に大坂へ事前に確認するよう求めている点である。先に指摘したように、政策判断に必要な先例などの関係書類は江戸の方が豊富なのだから、江戸の決裁結果の方がより説得力が

あるはずである。しかし、今回は、江戸において大坂の判断と異なる評議が下った場合に、江戸での達の前に大坂へ事前報告をさせることで、江戸側の政策判断とその決裁に一定の制約を科そうとしている。おそらく、大坂の幕府勢力の判断には、この時期の幕府と薩摩との緊張関係が影響していると思われる。

ここで指摘できることは二つある。一つ目は、これまでと同様、大坂では政策判断能力に限界があり江戸で行う評議・決裁が必要であること。二つ目は、幕府の勝手方が取り扱う事務決裁においても、大坂の幕府勢力が特に重要と考えた政策判断については、江戸で行った評議の結果を丸呑みするのではなく、大坂でも一度チェックする場合があるということである。大坂は、今回の薩摩の件で、江戸での判断と大坂での判断が食い違いかも恐れない恐れを認識しているのである。

以上のことをまとめると、井上帰坂後も、江戸・大坂間で幕府の勝手方が扱う諸藩からの申請については、やはり大坂だけでは決裁が出来なかったことが挙げられる。ただし、大坂側で重要と考える案件に関しては、ただ江戸における評議の結果を丸呑みするだけでなく、江戸での決裁を大坂でチェックしようとしていたことが分かる。

では、江戸・大坂間での事務判断が食い違う恐れを認識して以後、このような決裁のあり方は変わったのだろうか。「水戸殿・松平肥後守殿精鐵四文銭通用願」を見てみる。

もともと、会津藩からの「精鐵四文銭吹立」に関する申請は『御勝手帳』の中でたびたび登場している。「精鐵四文銭吹立」の許可を求める願書自体は残念ながら所収されていないが、許可を得て以後、「精鐵四文銭吹立」を会津領内ではなく江戸にある会津の屋敷で行えるよう、石沢が提出していた慶応二年正月付の願書はある。<sup>51</sup>これについては同年五月に許しが出たのだが、次に慶応二年四月付で江戸留守居役石沢民衛から出

されたものは、今回「精鐵四文銭吹立」を「格別ニ御許容」してもらったが、「道中筋御府内京都共ニ一般通用」出来るよう「御触流し」してもらえないか、というものだった。水戸藩も同様の願書を出していたようだが、幕府は両藩の願書をまとめて決裁しようとしているのだが、水戸藩の願書は『御勝手帳』に所収されていない。これに対する同年七月の勘定奉行の判断は、「一般通用之儀」は「不容易儀ニ而難及御沙汰」、「当地限通用御差許」というものだった。結局水戸・会津双方に、江戸に限って通用を認めることとなり、このことを江戸の老中は、連名で大坂の老中へ報告している。この中で江戸の老中は、別紙にある勘定奉行などの評議の結果「無餘儀次第」なので、江戸に限って通用することを許し、そのことを江戸で「相達申候」。よって勘定奉行などの評議書を送るので「可被人 御覧」申し入れている。<sup>52</sup>

これまでの「精鐵四文銭吹立」に関する案件については、江戸から大坂への報告がなされた形跡はないが、今回に限っては、江戸で申請が出され、それに対し決裁を行ったという事後報告を行っている。先述したように、『御勝手帳』に記載されている諸藩からの申請については「勘定奉行らが認め、老中も認めたものは將軍の裁可を得る」はずなのだが、この申請については「相達」した後継に事後承諾を行っている。つまり、將軍進発以降の、諸藩から申請される幕府勝手方が扱う案件は、江戸における決裁が優先される状況が続いているということだ、以前と比べると勘定奉行井上義斐の名前が、江戸にいる勘定奉行たちの評議結果を記した書類に入るようになっていた。<sup>53</sup>

### 三 老中阿部・松前罷免以降の諸藩からの申請以外に対する決裁

これまでは幕府の勝手方が取り扱う諸藩の申請を中心に、それに対する江戸・大坂に分かれた幕府内での決裁のあり方を見てきた。結局、將軍家茂が江戸を離れてから慶応二年七月に亡くなるまで、大坂の幕府勢力のみで勝手方が扱う諸藩の申請事を決裁することはなかった。では、大坂において勝手方が扱う案件を全く一つも処理できなかったかといえ、そうではない。諸藩から申請されたもの以外の案件について、江戸・大坂間の勝手方に係わる決裁のあり方が見えるものとして「花御殿模様替・東宮御殿御造宮諸伺」を見てみよう。

もともと内裏東北隅の宮垣の改築は、文久二年和宮降下が発端であり、慶応二年二月には着工されているようだが、これに關し、京都所司代松平定敬から在坂老中へ同年三月二十六日付で伺いが出されている。内容は、内裏の改築に伴って区画が拡大されるついでに「御殿向御手挟二而」「東宮御殿新規御造立」しようという達が武家伝奏から出された。これにつき、大坂では「御所御普請御用掛」に「取調」を命じたが、その取調結果が「至極尤」もと考えるので、「別紙取調書」の見込みの通りでよいか、ということであった。これには武家伝奏からの「書付」と、大目付瀧川具拳の「取調書」が付いていた。瀧川の「取調書」の内容は、内裏改築の図面は慶応元年八月に伝奏から出ており、「同十月中凡御入用取調」、同年十二月にはその通り着工することになっている。今回の「新規御造立」について武家伝奏へ「御附之者を以」掛け合い、「御入用」のことや今後「御修復所相増」すことはないかを勘案した結果「御好之通」でよいのではないか、というものであった。在坂の老中は連名で、この

定敬の伺いなどの書類をつけて、慶応二年四月四日「可然取斗有之候様」と江戸へ送付する。これに対して、江戸の老中は連名で、同年五月二十四日付で返信を出している。その返信には、「御勘定奉行江評議」させたところ「下ケ札之通」言ってきたため「在坂之御勘定奉行江評議下ケ札之上」執行するようと記されていた。同月付の「下ケ札」で示された江戸の勘定奉行の判断は、禁裏の普請は「新規之儀ハ勿論御模様替等之儀も難相整旨安政度御達之趣も有之」が、「方今之場合、先前之御振合二も難相成」、「都而御好之通」でよいという。この件は、元々「在坂同役共二而取調申上候」ことで「当地において下ケ札無御座」案件だったので、大坂の「同役共」の「評議」を一応経ておくように、というものだった。つまり、朝廷から要請された「東宮御殿新規御造立」を大坂の各部署で勘案した結果、朝廷の言う通りに新規造立をしてもよいと考え、江戸に一応照会した。江戸では、「安政度之御達」を根拠に本来ならば無理なのだが、今回の場合は朝廷が求めるまま新規造立をしてよいと判断しているのである。

まず指摘せねばならないことは、この件は元々大坂の勘定方のみで取り調べていたと江戸の勘定奉行がいつていることである。慶応元年十月に凡その見積もりをし、十二月には着工の運びとなつていくことは、將軍が進発して以降、阿部・松前が失脚しても、引き続き大坂にいる勘定奉行等が取り調べ、政策判断を下していたと考えてよいだろう。いままでの諸藩からの申請による案件とは違い、江戸には何の報告もせず大坂で一度決裁を行っていることになる。そして、新たな状況が発生した時に江戸の老中宛に問い合わせ、江戸・大坂間で合意形成が行われている。さらに、ここでは先例に照らし合わせれば認められない案件について、江戸は今回に限っては認め、この案件に関する決裁の経過をふまえ、わざわざ「在坂之御勘定奉行江評議下ケ札之上」執行するよう求

めている。江戸では、この件に対し先行して決裁している大坂の勘定奉行等の政策判断に配慮が必要、と考えていたことになる。

このことは、幕府における勝手方に係わる案件について、江戸・大坂の分かれた勘定奉行など実務部署での協議を行わず、双方で独自の判断を行い、それぞれの地で老中に報告する従来のあり方に加え、報告を受けた大坂の老中が最終決定を下し、江戸の老中・勘定方に事前報告しなくても決裁が成立することがあることを意味している。もともと、いままでも江戸で申請されていた、勝手方が扱う諸藩からの申請については、大坂に事前報告を行っておらず江戸における決裁だけで処理されている。勝手方に係わる案件以外にも、本稿一にある戸田家の急養子願でも、大坂で独自に急養子願を認め、「遺領之儀」については江戸で取り調べることにしているし、畿内における政局に係わる場面でも、大坂幕府勢力側から諸藩との関係性について変化を促す新たな動きが江戸の幕府機構とは無縁のところできている。慶応元年十月二十七日、当時京都にいた小笠原は、諸藩に対し条約の条項に就いて意見を求め、慶応二年三月九日には未だ提出していない福岡藩、鳥取藩、熊本藩など二〇もの諸藩に、その大坂留守居に再び条約に対する意見聴取が行われる。諸藩への意見聴取に關し、同年二月二十七日付宇和島藩主伊達宗城宛一橋慶喜書簡には「密々被仰出候条約意見見込之義二付御建白書御草案御廻し致落手候諸藩よりも追々 指出候得共何ニも防長御事済後ならては御評議ニも相成兼可申」とある。④ 少なくとも慶応元年十月の意見聴取では、諸藩の建白書は草案段階で慶喜が目を通すことになっていること、意見をもとに「御評議」を行い、何らかの形で建白書の意見が反映される場を作ることが示されている。江戸では、慶応元年十月の意見聴取は行われておらず、翌年三月の催促については米沢藩、盛岡藩など四つの藩に大坂と同様の催促を行っている。⑤ 幕府が、諸藩に対し外交に關して諮問し

たのは弘化三（一八四六）年以来たびたびある。⑥ このとき諸藩に対して諮問した事柄も、先例として江戸に蓄積されているはずである。しかし、大坂から江戸に対し、この諮問に關しての先例について照会した形跡は、管見の限りない。幕府が持つ外交権に係わる事項で、現在外国の公使らと直接対応している江戸に対して事前の協議や先例の照会などをせず、大坂の幕府勢力が自身の判断で従来の幕府の外交方針や諸藩との関係性に大きな変化を生みだす独自の動きを見せたことを意味する。勝手方に關する案件やそれ以外についても、江戸・大坂双方が、独自の判断でも一方といちいち協議せずとも事務決裁しているのだ。

にもかかわらず、將軍家茂が江戸を發ち大坂に来て以降、諸藩から申請される勝手方に係わる案件に対しては、大坂の幕府勢力のみでは全く決裁が出来ず、一貫して江戸の幕府機構に依存せねばならないのはなぜか。笠谷和比古は、先例を基にして幕令を協議し、場合によっては撤回を求めて行動する機関としての留守居組合を描いているが、これは江戸において諸藩との関係の中で築き上げてきた先例が、幕府が担う公権力を構成する重要な要素の一つであることを示している。⑦ 当然、諸藩に対して幕府が公儀という立場を保持するためには、幕府・諸藩の間で積み上げられた先例を元に決裁しているという形を取り続けることが重要となる。それが諸藩の存立に大きく係わる案件であれば、ここで間違いを発生させれば諸藩の信頼は揺らぐ。領地や金銭に係わる具体的な詳しい資料が必要な場合は、特に慎重となる。先述した戸田家の急養子願においても、大坂で決裁できるのは急養子願を認めるという一点だけで、戸田家の所領問題については江戸に具体的な指示をせず、ただ江戸で「申渡」するように求めている。勝手方に係わる諸藩からの申請については、先例に基づく具体的な詳しいデータが必要な案件であるため、資料が不十分な大坂では何らかの判断をすることが出来なかった、と考えるのが

自然だろう。

また大坂にいる老中板倉・小笠原らは、幕府の勝手方が取り扱う諸藩からの申請決裁について、江戸の幕府機構に依存する現状を改善しようとしなかった。彼らは当時、將軍を長期的に畿内に滞在させることを決心している。そのことは久住も指摘しているし、慶応二年五月十五日付の松平慶永宛板倉勝静書簡にも「何れ此度は暫く京撰之間二被為在候思召二而、必々御東下は不被在候間、御安心可被成候」と、江戸には当分帰らないと書いてある。彼らは、諸藩からの多様な申請にみる大坂という政治的空間の変質、江戸・大坂双方で行う政治的決裁の相違が起る可能性を認識しているのだから、江戸の機能を大坂に移譲するなど現状を改善する術を模索しても何ら不思議ではない。

江戸・大坂間の時間的距離が情報伝達に支障をきたしていたわけではない。「在阪中日記」にある、慶応元年五月將軍が進発して史料中最後の日の慶応二年四月十五日まで約一年間に江戸・大坂間で継飛脚が往来する回数は、江戸から大坂に着いた継飛脚は七十九回で、大坂から江戸に送った継飛脚の回数は八十五回にわたる。四・五日に一回の割合で江戸と大坂は連絡を取り合っている。また、勝手方に係わる幕吏が大坂から江戸に帰った事例も、先述した井上だけではない。慶応二年四月十四日には、下渡藩主若年寄立花種恭が「御勝手御入用掛」に任せられ、同月二十日には、老中板倉から「御改革御用」につき江戸へ行くよう内意を伝えられる。二十五日、勘定吟味役星野録三郎と「御勝手御改革筋」を任じられていた大目付瀧川具拳と共に海路江戸へ向かっている。同日には、大坂に戻っていた勘定奉行井上義斐が、再度江戸へ帰るよう命令がなされている。井上義斐は、同月八日に大坂町奉行兼帯を免ぜられ、役職としては勘定奉行のみとなっている。阿部・松前失脚以後、大坂で任命した勝手方を司る幕吏が、江戸に派遣され続けている。老中板倉・小

笠原らが大坂駐留幕府勢力の主導権を握って以降、江戸と大坂の構造的な問題を改善しようとする機会はいくらでもあった。

しかし、彼らは現状を改善しようとはしなかった。その理由として、まず、彼らが大坂の幕府勢力は掌握したが、江戸の幕府勢力をも掌握して幕府全体を意のままに動かすことが出来るまでいたっていなかったことが挙げられる。この時期、幕府内人事については江戸・大坂双方で人事立案権と決定権、発令権を持っていたし、老中板倉らは江戸との調和を考え急激な人事改編が出来ない状況であった。もう一つ、この時期板倉らは、江戸の地を中核に幕府が存立するという従来の体制を改革するという考えにはまだ至っていなかった、と見るのが自然と考える。もし大坂の幕府勢力が、朝廷を一つの核として展開する政局に対応する中で畿内を中心とした新しい政治体制を志向していたのであれば、大坂に將軍が居るにもかかわらず、江戸では日常的に決裁出来ていた案件が大坂で申請された場合、処理能力を超えているため江戸に廻すといった現状は改善せねばならないだろう。せめて、最終判断をする老中に決裁が廻る以前の勘定奉行など実務部署の段階で、江戸・大坂間の意思疎通・共同決裁が行われないことには、実務レベルで様々な案件に関する情報と判断基準の共有が出来ない。先述したように板倉らは、今後朝廷と協調していくことを認識していたし、先の松平慶永宛板倉勝静書簡に「暫く京撰之間二被為在候思召二而、必々御東下は不被在候間、御安心可被成候」とあるように、江戸には帰らず畿内に滞在することを決意していた。しかし、いくら変転する政局に対応するために当分畿内に滞在する決意をしているとはいえ、やはり「暫く」という言葉が示すとおり期間限定の話であり、大坂に將軍が居るからといって江戸にある幕府機構を改革するところまで考えてはいなかったのである。

## おわりに

三代将軍家光以来、将軍が長期的に江戸に居ないという状況はなかった。江戸に全国を把握出来る機構を構築し、その機構を時々に応じて変革しながら、うまく運用していたからである。しかし、変化する幕末の情勢は、将軍が江戸に居ては、全国を巻き込む政治的動向を把握できないところまで行き着く。長州処分や条約問題を軸に、朝廷や諸藩などの思惑が入り乱れる幕末の政局を的確に捉え、新たな秩序を構築するために、将軍が畿内に滞在することが求められた。よって将軍進発となるのだが、将軍が大坂に滞在するようになった慶応元年閏五月以降、江戸で行われていたような個別領主からの申請が大坂でも行われるようになる。将軍家茂率いる大坂幕府勢力は、長州征伐・条約問題に係わる政局に対峙するだけでなく、従来江戸において日常的に幕府・諸藩間で行われてきた事務にも対応しなくてはならなくなった。諸藩からは、幕府の最高権力者である将軍がいる大坂が、従来の江戸と同じ政治的判断が出来る場として見えているが故に、従来江戸で行っていた様々な申請を大坂でも行う。しかし、幕府としては、江戸の幕府機能全てを大坂で代替することは現時点で不可能であり、特に、間違いが起これば幕府・諸藩間で重大な問題となるような案件については、江戸に送って判断を仰ぐしかない。よって、領地や金銭に係わる具体的な詳しい資料が必要な、勝手方に関する諸藩からの申請は江戸の決裁に依存した。もともと長州を討つために進軍していた幕府勢力は、当初大坂がこのような状況になることを想定していなかったと思われる。

阿部・松前失脚後、幕府内では慶応元年十月以後の人事改編によって、勘定奉行など勝手方に係わる人員も代わった。阿部・松前罷免後、大坂の幕府勢力の主導権を握った老中板倉・小笠原は、対朝廷政策を協調路

線に変更。畿内に長期間将軍を滞在させ、京都を中心に変転する政治的情勢に対応することを決意し、大坂を中心に活動する。その間、あいかわらず大坂において諸藩から様々な申請がなされ、勝手方に係わる個別領主からの大坂での申請については江戸の幕府機構に依存する状況はそのまま継続した。大坂の幕府勢力は、薩摩の大坂留守居から申請された件で、江戸で先例を紐解いて行われる判断と大坂での判断が食い違うかもしれない恐れを認識している。また、外交に関する諸藩への諮問や東宮御所造営については、江戸に事前協議や照会をせず、大坂で独自に判断・決裁を行っている。将軍不在の江戸の幕府機構はというと、この間江戸で処理する事務決裁を将軍のいる大坂にいちいち連絡しなくても、従来どおり全く問題なく運営し決裁している。江戸での諸藩からの各種申請は相変わらず行われ続けており、幕府・諸藩間で政治的折衝をする場としての機能はいささかも損なわれていない。江戸・大坂に分かれた勘定奉行など実務部署で意思疎通・共同決裁が行われないことには、実務レベルで様々な案件に関する情報と判断基準の共有が出来ず、いずれ双方の地で行っている事務決裁にずれを生じさせるであろう。しかし、慶応元年十月の人事改編後、勝手方に係わる大坂側の幕吏がたびたび帰府するなど現状を改善する機会がありながら、幕府の勝手方が扱う案件について江戸の幕府機構に依存する現状を改善しようとはしなかった。

結局大坂駐留の幕府勢力は、従来の江戸を中心とした幕府自身の体制を変革しようとはしていなかった。外交や諸藩の政治参加といった問題を内包する政局を軸に、朝廷と幕府が担う公権力の役割が変容することについて、大坂駐留の幕府勢力が独自で柔軟に対応しようとしていたと評価することはできる。また、将軍が大坂に来たことよって、江戸で諸藩からの申請に対し日常的に行われていた事務決裁を大坂で求められるようになった状況に限定的であれ対応していたことも指摘でき

る。朝廷との協調路線を基本路線として畿内の現状に対応しているだけで、従来の朝廷・幕府・諸藩の關係がいやおうなく変わっていくことは紛れもない事実である。しかし、二五〇年以上の歲月の中で幕府が担って役割は、幕末の政局に係わる部分だけではない。もし、朝廷・幕府を軸とした畿内に政治的中枢を設けるのであれば、いままで江戸で日常的に決裁していた案件を大坂で申請されたとき、江戸の幕府機構に依存する部分があるという現状を少しでも修正していかなければ、恒常的な体制にならないはずだ。それをしなかったのは、当分將軍を畿内に滞在させて政局に対応するとはいえ、それは期間限定の話であって恒常的に將軍を畿内に置き抜本的な幕府の体制を改革するまでは考えていなかったからである。

以上、家茂が江戸を発つてから死去するまでの期間の幕府を分析した。慶応四年正月十二日に、鳥羽伏見の戦いに敗れた慶喜が帰ってくるまで江戸には將軍が不在であった。それは、幕末において全国的な政治課題を解決する公的な政治的空間が京都、大坂に現出し、もはや江戸という場に將軍が居るだけでは、全国を統括できなくなつたからである。久住は、慶喜政権の課題として「江戸と分離した巨大な幕府組織をいかに運営するかという問題」を挙げて<sup>④</sup>いるが、本論の文脈から言えば、全国を統括する公的な政治的空間をどのように統括し、幕府機構を現状に合うように改編するかどうかということである。江戸は依然として幕府・諸藩間の政治的折衝の場として機能し、京都は京都で政局を軸に諸藩の活動は活発化しており、大坂は將軍が居ること、幕府の実態に關係なく諸藩とのさまざまなレベルの政治的折衝を行う空間として機能してしまっている。一橋慶喜が將軍になつて、どのような試行錯誤がなされるか、今後の課題としたい。

## 注

- ① 大石学「近世国家における公文書管理―享保改革の地域政策」(『史境』三六号、一九九八年)。大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系―幕府財政史料の類型型序説―」(『日本古文書学会編『日本古文書学論集一』、吉川弘文館、一九八七年)。大友一雄「幕府寺社奉行と文書管理」(高木俊輔・渡辺浩一編『日本近世史料学研究―史料空間論への旅立ち―』、北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年)。国文学研究資料館編『江戸幕府と情報管理』、臨川書店、二〇〇三年。同『藩政アーカイブズの研究』、岩田書院、二〇〇八年。笠谷和比古『近世武家文書の研究』、法政大学出版会、一九九八年。高橋実「近世における文書の管理と保存」(安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、一九九六年。福田千鶴「江戸時代の武家社会―公儀・鷹場・史料論』、校倉書房、二〇〇五年。山崎圭「近世後期の年貢徴収をめぐる勘定所―代官關係の史料学的考察」(前掲高木・渡辺編書)など。
- ② 大藤修「近世の社会・組織体と記録―近世文書の特質とその歴史的背景」(『国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学』上、柏書房、二〇〇三年、一〇一頁)。
- ③ 高橋は「寺社奉行などは大名の個人請的職務であり、役所は奉行の個人邸宅をあてていたのであるから、勘定奉行所とは異なる文書管理が行われていたであろう」としている(前掲高橋論文、一一八頁)。具体的な寺社奉行における文書管理、運用については前掲大友著書『国文学研究資料館編『江戸幕府と情報管理』』参照。
- ④ 藤田覚「近世幕政文書の史料学的考察―付札・書取・承付を中心に―」(『古文書研究』第三三三号、一九九〇年一〇月)参照。『御勝手帳』という史料については、「万延元年から慶応四年にわたる」諸藩・寺社・旗本等から幕府に提出した願・伺等、各種の申請書類と、その決済のための評議・付札・下げ札・例書・覚書等の関係書類とを一件ごとに取りまとめたもので、「奥右筆の勝手掛が作成したものである」と分析しており(同「近世幕政文書の史料学的考察」(『東京大学史料編纂所報』第二四号、一九八九年)、以後藤田論文①)私もこの部分に関しては賛同する。
- ⑤ 藤田覚「幕府行政論」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座6

- 近世社会論」、東京大学出版会、二〇〇五年、一〇三～一〇四頁。
- ⑥ 保谷徹「大名文書の提出―受理システムと老中の回答」(加藤秀幸他著『近世幕府文書の古文書学的研究』(平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書一般研究B、一九九二年) 参照)
- ⑦ 宮地正人『歴史のなかの新撰組』、岩波書店、二〇〇四年、百一六頁。
- ⑧ 宮地正人・佐藤信・五味文彦・高埜利彦編『新体系日本史1 国家史』、山川出版社、二〇〇六年、四一四頁。
- ⑨ 久住真也『長州戦争と徳川将軍』、岩田書院、二〇〇五年、三四四頁
- ⑩ ジョン・ブリン「十四代将軍家茂の上洛と孝明政権論」(明治維新史学会編『明治維新と文化』)。同「孝明政権」の確立と展開」(『中央史学』第二九号、二〇〇六)。後藤致人『昭和天皇と近現代日本』、吉川弘文館、二〇〇三年、一一～二頁。
- ⑪ 京都が「政治都市」化するという指摘は、鎌田道隆「幕末京都の政治都市化」(『近世京都の都市と民衆』 思文閣出版、二〇〇〇年)。拙稿「幕末の朝・幕・藩間における「政令一途」システムへの志向」(『立命館史学』第二六号、二〇〇五年十一月) など参照。また、京都における諸藩留守居の活動については笹部昌利「京よりの政治情報と藩是決定―幕末期鳥取藩池田家の情報収集システム」(家近良樹編『もうひとつの明治維新 幕末史の再検討』、有志舎、二〇〇六年)、宮地正人『幕末京都の政局と朝廷―肥後藩京都留守居役の書状・日記から見た』、名著刊行会、二〇〇二年 参照。
- ⑫ ジョン・ブリンの論については、儀礼における天皇・将軍の力関係の分析を通じ、江戸・京都に所在する朝廷・幕府が担う公権力、それが構築されている場の問題を議論するものと評価できる。しかし、儀礼を対象とした分析のみで江戸における国家的「センター」が崩壊し「センター」機能が京都に移るといふ評価は、各藩が江戸に設けていた留守居のあり方などを見ても乱暴にすぎるといわざるを得ない。また、幕府について大久保利謙の言を引き「下級の執行機関」と位置づけているが、幕府の「執行機関」に対する分析が全く無いことから見ても、具体的な組織分析がなされているとはいえない。
- ⑬ 針谷武志「軍都としての江戸とその終焉―参勤交代制と江戸勤番―」(『関東近世史研究』第四二号、一九九八年)。
- ⑭ 藤田覚「針谷報告(コメント)」七六頁(『関東近世史研究』第四二号、一九九八)。
- ⑮ 『諸事留』(四)、汲古書院、一九八八年、九六頁、以後「諸事」と略。
- ⑯ 「將軍留守中之儀酒井雅楽頭差図支配之條々」(内閣文庫多門櫓文庫所蔵、多〇一二六九五)。
- ⑰ 藤井讓治「江戸幕府老中制形成過程の研究」、校倉書房、一九九〇年、一八九～一九〇頁。
- ⑱ 「在阪中日記」(内閣文庫蔵、165-0022。以後「在阪」)。「在阪中日記」は、小宮の分類における、老中や若年寄が詰めていた「御用部屋日記」に相当する(小宮木代良「江戸幕府右筆所日記―作成過程の検討」(同『江戸幕府の日記と儀礼史料』、吉川弘文館、二〇〇六年)。「在阪中日記」に関する詳しい史料論的分析は、拙稿「將軍進發期の人事にみる幕府権力構造の側面―幕末期江戸幕府の日記を素材に―」(『大韓日語日文学』第三一輯、二〇〇六年、以後拙稿①と略) 参照
- ⑲ 藤田論文①、九頁。
- ⑳ 「南部美濃守領内出銅御手当之儀二付奉伺候書付」(内閣文庫多聞櫓文庫蔵、多016299)。
- ㉑ 「奥右筆名前正六郎外二三名掛書付」(内閣文庫多聞櫓文庫蔵、多025034)。またこの史料には、「御上洛御供」「在京」といった役の人物名が多数記載されていること、安政・文久・元治という年号が記載されているもの以外の年号は「当卯年」「去寅年」とあることから、この史料は慶応三年に書かれたものと考ええる。
- ㉒ 藤田論文①、九頁。
- ㉓ 「立花飛騨守領分金山稼方手当御前貸之儀二付相伺候書付」(内閣文庫多聞櫓文庫蔵、多015562)。
- ㉔ 前掲高橋論文、一二二～一二三頁。
- ㉕ 以上、『御勝手帳』五、汲古書院、一九八八年、三二～三三頁、以後「勝手」五と略。下ヶ札の機能については藤田覚「付箋 その名称と機能」(『東京大学史料編纂所報』第二二号、一九八七年) 参照。
- ㉖ 以上『勝手』五、二二～二九頁。

②7 『御勝手帳』四、汲古書院、一九八八年、二六二～四九五頁、以後『勝手』四と略。『勝手』五、一～三三頁、三七～三八頁、四五～四六頁、一〇四～一〇八頁、一一〇～一一一頁、一四一～一五四頁。ただし、慶応元年五月付の書類には江戸・大坂の勘定奉行・同吟味役双方の記名がなされているものもあるが、これは五月十六日に將軍が江戸を発つ前のものなただろう。

②8 「道中日記」、無窮会神習文庫蔵。以後「道中」と略。

②9 「美濃国大垣戸田采女正急養子願二付書付」（内閣文庫多聞槽文庫蔵、多024974）。

③0 以上、「道中」。

③1 「長防為御征伐御進發一途」（細川家編纂所編『改訂肥後藩國事史料』第六卷、国書刊行会、一九七三年、以後『肥後』六と略。八三〇～八三一頁）。

③2 鳥取県立博物館編『贈一位池田慶徳公御伝記』三、鳥取県立博物館、一九八八年、三八二頁。

③3 例えば服藤弘司は、幕末の金沢藩聞番（留守居―筆者註）の中に「加須屋十左衛門のごとく、江戸聞番のまま京都に臨時に派遣された者も存した」と指摘し、次田元文も岡山藩の場合「文久三年からは、江戸留守居の一人は必ず大坂に詰める体制になっていた」としている。（服藤弘司『大名留守居の研究』、創文社、一九七四年、八三一～八三二頁。次田元文「岡山藩の留守居について」（『岡山地方史研究』六四、一九九〇年。）

③4 拙稿①参照。

③5 以上、「在阪」。

③6 「在阪」慶応元年十月十六日条。松平康直は、江戸に帰ってから老中に再任される（東京大学史料編纂所『柳営補任』一、東京大学出版会、一九六三年、二〇頁、以後『柳営』一と略）。

③7 「在阪」慶応二年正月五日条。

③8 同右、慶応二年正月八日条。

③9 以上、「在阪」。

④0 「在阪」慶応元年十月二十五日条。

④1 『柳営補任』の勘定奉行の項において、松平康直は「同（慶応）元年九

月大坂表江罷越ス」とある（東京大学史料編纂所『柳営補任』二、東京大学出版会、一九六三年、以後『柳営』二と略）。

④2 「在阪」慶応元年十月十六日条。

④3 『柳営』二、五六頁。

④4 「松平対馬守・松平備中守御役御免被仰付候処掛御用取扱之儀二付申上候書付」（内閣文庫多聞槽文庫蔵、多024818）。

④5 以上、『勝手』五、四一～四二頁。

④6 以上、『勝手』五、三三～一〇三頁、一〇八～一一七頁、一二〇～一二二頁、一二六～一三三頁、一三七～一四〇頁。

④7 『勝手』五、九五頁。

④8 「在阪」慶応元年十二月二十九日条。

④9 『勝手』五、八八～九〇頁。

⑤0 『勝手』五、三六〇～三六九頁。

⑤1 『勝手』五、一八六～一八七頁。

⑤2 『勝手』五、三六七～三六九頁。

⑤3 『勝手』五、五八二～五八四頁。

⑤4 「井伊掃部頭領分江州蒲生郡奥之島村御預願并寛永以来萬覚帳」（『勝手』五、三八三～三九七頁）に付いている勘定奉行の評議以降、彼の名が出てくる。

⑤5 『孝明天皇紀』第三、平安神宮、一九六九年、八〇八～八一三頁。

⑤6 『孝明天皇紀』第五、平安神宮、一九六九年、七三八～七四二頁。

⑤7 『勝手』五、四〇五～四一〇頁。

⑤8 「黒川秀波筆記」「小倉藩序記録」「南紀徳川紀」（『大日本維新史料稿本マイクログラフ集成』、以後『稿本』と略、KE0003610960～0966、同0969～971、0974～0976）。

⑤9 「福岡藩序記録」（『稿本』、KE0005210478～0481）。

⑥0 「禁裏守衛総督徳川慶喜書簡伊達宗城宛」（『稿本』、KE0005210489～0490）。

⑥1 「長防追討録」「黒川秀波筆記」（『稿本』、KE0005210491～0495）。

⑥2 三谷博「大名の対外意見―数的分析」（同『明治維新とナショナリズム』

(吉川弘文館、一九九七年、一五八～一八〇頁) 参照。

⑥3 笠谷和比古「大名留守居組合論」(同『近世武家社会の政治構造』、吉川弘文館、二〇〇〇年)。

⑥4 前掲久住著書、三四三～三四四頁。『続再夢紀事』(『稿本』、KE0065-0034～0036)。

⑥5 「在阪」。

⑥6 『立花』七一頁。実際、「江戸幕府日記」慶応二年四月二十九日条に、大坂で正式に立花に「御用筋二付帰府」を命ぜられたと記述がある。(「江戸幕府日記」内閣文庫蔵、165-0023)。「江戸幕府日記」は、小宮の

分類における、老中や若年寄が詰めていた「御用部屋日記」に相当する(前掲小宮著書)。慶応期に書かれた「江戸幕府日記」に関する詳しい史料論的分析は、拙稿①参照。

⑥7 「昭徳院殿御在坂日次記」(黒板勝美・国史大系編修会編『続徳川実紀』第四編、吉川弘文館、一九六七年)八九九頁。

⑥8 「在阪」慶応二年四月八日条。

⑥9 拙稿①参照。

⑦0 前掲久住著書、三四五頁。

(本学非常勤講師)